

ロンドン事務所

【地域審議会廃止と地域開発公社への権限移譲】 英国

財務省は2007年7月、ロンドンを除くイングランド8地域¹における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書（サブ・ナショナル・レビュー、SNR）を発表した。この見直し作業は、2007年秋に発表された「2007年包括的支出見直し（CSR）」²にその内容を反映させることを目的に行われたもので、報告書は、政府が下記の事項を行う意向であると記していた。

- ・全ての地方自治体に対し、地域の経済開発、近隣社会の再生を促進するためのより多くの権限を与える。
- ・全ての地域において、地方自治体がそのように望む場合は、自治体同士でより効果的な協働を行えるよう、個々の事情に合わせたアプローチによって支援を行う。
- ・ロンドン以外の地域で地域関連組織を合理化する。より効果的で、より説明責任を有する地域開発公社（RDA）が、地域組織の核として機能し、地方自治体と密接に協力しながら地域の単一戦略の作成などを行う。
- ・目的・責任の明確化によって、中央政府の各省が、重要事項に集中できるようにする。その目的は、各省が、全てのレベルにおける地域経済開発と近隣社会の再生に対し、より効果的な支援機能と、より良い調整機能を提供できるようにすることである。

コミュニティ・地方自治省（DCLG）とビジネス・企業・規制改革省（BERR）は2008年3月31日、サブ・ナショナル・レビューの内容の実行を目的とした政府の構想について意見を求める協議文書「繁栄する場所：サブ・ナショナル・レビューの推進（Prosperous Places: Taking forward the Review of Sub National Economic Development and Regeneration）」を発表した。

同文書で示された政府の構想は、その大半が、経済成長や都市計画などの分野における、地域レベルでの行政機構の改革案である。また、政府はこれと同時期に、教育・職業技術に関する政策方針を示した白書も発表した（後述参照）。

協議文書は、サブ・ナショナル・レビューで概要が示されたプログラムを実行するための3つの施策を提案し、地方自治体から意見を求めている。3つの施策とは下記の通りである。

- ・2010年以降、グレーター・ロンドン外のイングランド8地域で、地域審議会（Regional Assemblies）を廃止し、地域審議会の都市計画に関する責務は、地域開発公社に移譲する。地域開発公社はそれぞれ、都市計画と地域の経済成長に関する単一戦略を策定する。戦略は、当該地域の地方自治体のリーダーで構成される委員会から承認を得なければなら

¹ 政府地域事務所（Government Offices）の管轄エリアに対応する8地域。各地域に地域開発公社（RDA）がある。

² 毎年度の予算とは別に発表される予算の3ヵ年計画。

らない。地域開発公社は、企業支援及び海外からの英国への投資誘致などの業務を引き続き担当するが、経済開発に関する機能は、地方自治体及び準地域³への移譲を進めていく。下院に各地域担当の特別委員会を設置し、地域開発公社の業務を監視させる⁴（現在、地域審議会はコミュニティ・地方自治省の監督下に置かれており、地域開発公社はビジネス・企業・規制改革省の監督下にある）。

- ・地域の経済情勢の評価・分析を、法律で定められた地方自治体の新たな責務とする。地方自治体による評価・分析は、2011年以降、地域協定(LAAs)及び地域連携協定(MAAs)の策定に利用される。

- ・経済活動が活発な地域において、地域連携協定などを通じた地方自治体間の連携を強化する。

3つ目の提案について補足すると、サブ・ナショナル・レビューは、準地域レベルで経済開発に関する意思決定を行うことの利点について述べていた。地域連携協定などを通じた地方自治体間の連携強化、経済開発に関する準地域レベルでの意思決定を可能にする方法の一つは、都市圏(city regions)⁵を、法律上の正式な行政単位として認定することであると考えられる⁶。協議文書はまた、より「目に見えるリーダーシップ」の必要性について言及しており、これは、直接公選首長に関する新たな方針策定を提案しているとも読み取れる。

意見集約作業は2008年6月20日まで行われ、その後、これらの政府案は、次期国会で法制化される見込みである。しかし、地域の経済開発に係わる機能のうち、どれを地域開発公社から地方自治体へ移譲するかについてなど、ビジネス・企業・規制改革省、地域開発公社、地方自治体の間で更なる交渉が必要とされる事項もある。また、協議文書によると、現在国会で審議中の「都市計画法案(Planning Bill)」は、地域審議会廃止の計画を考慮して、内容が修正された。

サブ・ナショナル・レビューはまた、「現在、中等学校内のシックス・フォーム、シックス・フォーム・カレッジ⁷及び継続教育カレッジ(Further Education Colleges)⁸の14～19歳向け教育課程に対する国からの補助金は、学習・職業技術協議会(LSCs)から配分されているが、地方自治体

³ 準地域は、広範囲にわたる地方の下位に位置する、より小規模の地域で、イングランドの場合、政府地域事務所(Government Office)の管轄エリアで分けられた9地方の下位に位置する。それぞれの準地域は、2つ以上の自治体で構成される。

⁴ ただし、実際にどのようにこれを実行するかはまだ検討段階である。

⁵ 「都市圏」とは、大都市が、その周辺エリアを含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方である。周辺エリアは雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を周辺エリアに頼っている。

⁶ 現在、行政単位としての認定を希望している都市圏は、グレーター・マンチェスターのみである。

⁷ シックス・フォームは大学進学希望者向けの2年のカリキュラム。中等学校に設置されたシックス・フォームのコースに通う場合と、シックス・フォームの専門学校であるシックス・フォーム・カレッジに通う場合がある。

⁸ 義務教育修了者を対象とした、職業訓練学校、各種専門学校、地域のコミュニティ・カレッジなどの教育機関の総称。大半が職業訓練教育(vocational education)を提供する。大学(university)は含まれない。

向け教育目的補助金を増額し、同補助金から拠出されるようにする」ことも提案していた。前述の通り、児童・学校・家族省（DCSF）と改革・大学・職業技術省（DIUS）は2008年3月22日、この提案を更に推し進めるべく、「高まる期待： 成果を出せる教育制度の創出（Raising Expectations: Enabling the System to Deliver）」と題する白書を発表した。

白書に盛り込まれた主な提案は以下の通りである。

- ・2010年以降、学習・職業技術協議会を廃止する。
- ・現在、16～19歳向け教育課程に対する国からの補助金は、学習・職業技術協議会から配分されているが、地方自治体向け教育目的補助金を増額し、同補助金から拠出されるようにする。（現在、地方自治体向け政策目的補助金からは、0～16歳向け教育課程への資金しか拠出されていない。しかし、政府は義務教育修了年齢の18歳への引き上げを計画しており⁹、これに合わせて、16歳以前及びそれ以降の教育課程への資金提供元を、地方自治体向け政策目的補助金に一本化したい意向である。なお、1992年までは、16～19歳向け教育課程に対する資金も、地方自治体への補助金から拠出されていた）。
- ・成人への職業技術教育に対する国からの補助金配分を担う「職業技術資金提供庁（Skills Funding Agency）」を、改革・大学・職業技術省の一部として新設する。更に、14～19歳向け職業技術教育課程への地方自治体による補助金配分業務を監督する「若者学習庁（Young People's Learning Agency）」を、児童・学校・家族省の一部として新設する。

白書に盛り込まれたこれらの提案は、現在、意見集約作業に出されており、次期国会で法制化される見込みである。

（参照）

<http://www.communities.gov.uk/citiesandregions/implementingsnr/takingforwardsnr/>
<http://www.dfes.gov.uk/consultations/conDetails.cfm?consultationId=1520>

【自治体間の国際交流の性質の変化（「相互理解の促進」→「経済交流のツール」）】 英国

地方自治体協議会（LGA）は4月14日、英国と海外の県や市区町村が友好提携や交流関係を持っている例を一覧にしたリストを発表した。リストに掲げられた県や市区町村間には、提携関係があることを示す書面が取り交わされた正式な姉妹都市提携から、地域間で優良事例（ベ

⁹ 現在、国会で審議中の「教育・職業技術法案（Education and Skills Bill）」に盛り込まれている案。

スト・プラクティス)を共有しているもの、書面などが存在せず、単に友好的な交流関係が持たれているものまでが含まれ、正式な行政単位ではない村などの集落が参加したものもある。英国でこうしたリストが作成されるのは今回が初めてであり、国を超えた地域間の友好提携・交流が、「相互理解の促進」から、「経済的な結び付きの形成」へとその性質を変化させていることを窺わせるものとなった。

今回発表されたリストにより、こうした友好提携・交流の相手先は、今や世界の全大陸に広がっていることが明らかになった。インドや中国など経済振興国の地域との交流も増えており、英国及びそれらの国における経済発展、雇用創出、投資の促進にも貢献している。

英国と海外の県や市区町村などとの間の友好提携・交流について、同リストによって明らかになった事実は下記の通りである。

- ・ 友好提携・交流関係の総数は 2527 に上る。
- ・ 世界 87 カ国の県や市区町村などと友好提携・交流関係が持たれている。
- ・ 友好提携・交流関係が持たれている県や市区町村等の3分の2はフランスまたはドイツにあり、4分の3は西欧の国にある。

友好提携・交流関係の相手先が西欧以外の地域別内訳は下記の通りである。

- ・ 東欧……8%
- ・ 北米……7%
- ・ アジア……5%
- ・ アフリカ……2%
- ・ 南米、オセアニア……1%

国を超えた県や市区町村との交流は、2度の大戦の後、国際平和と相互理解促進を目的として、活発に行われるようになった。英国では、1990年代前半までに、こうした交流の内容見直しの機運が高まり、より遠方の国との間で、経済的側面に重点を当てた交流関係を持つ傾向が目立つようになった。

英国と海外の県や市区町村などとの間で友好提携や交流関係が持たれている例のうち、特に目を引くものを下記に挙げる。

- ・ ヘイ・オン・ワイ (ウェールズ・ポウイス市) - トンブクトゥ市 (マリ共和国)
- ・ スティーブニジ市 (ハートフォードシャー県) - シムケント市 (カザフスタン)
- ・ ウイトビー (ノース・ヨークシャー県) - スタンレー市 (フォークランド諸島)
- ・ ウィットステーブル (ケント県) - シシミュート地区 (グリーンランド)
- ・ マンチェスター市 - スレイマニヤ市 (イラク)
- ・ リーズ市 - ウランバートル市 (モンゴル)

- ・ハワース（ウェスト・ヨークシャー県） － マチュピチュ（ペルー共和国）
- ・マクレスフィールド市（チェシャー県） － ビガン市（フィリピン）¹⁰
- ・ウィラル市 － トムスク市（ロシア連邦・シベリア連邦管区）¹¹

また、日本との提携例は次の通りである。

- ・ボストン市（リンカンシャー県） － 美川町（石川県）
- ・チェシャー県 － 熊本県
- ・チェスター市（チェシャー県） － 近江八幡市（滋賀県）
- ・ダービー市 － 豊田市（愛知県）
- ・ダービーシャー県 － 豊田市（愛知県）
- ・イースト・ダンバートンシャー市（スコットランド） － 余市町（北海道）
- ・エジンバラ市（スコットランド） － 京都府
- ・フrintシャー市（ウェールズ） － 玖珂町（山口県）
- ・フrintシャー市（ウェールズ） － 村田町（宮城県）
- ・ゲーツヘッド市 － 小松市（石川県）
- ・メドウェイ市 － 横須賀市（神奈川県）
- ・メドウェイ市 － 伊東市（静岡県）
- ・グリニッジ区（ロンドン） － 西脇市（兵庫県）
- ・ランベス区（ロンドン） － 新宿区（東京）
- ・オテリー・セント・メリー町（デボン県） － 小谷村（長野県）
- ・ポーツマス市 － 舞鶴市（京都府）
- ・リッチモンド・アポン・テムズ区（ロンドン） － 熊本県
- ・シェフィールド市 － 川崎市（神奈川県）
- ・ウェスト・サセックス県 － 熊本県
- ・ウィラル市 － 京田辺市（京都府）

現在、英国の県や市区町村などと友好提携や交流関係を持つことを希望している海外の地域は下記の通りである。

- ・マル・デル・プラタ（アルゼンチン）
- ・フンドング（カメルーン）
- ・南昌市（中国）
- ・ティグリ（エチオピア）

¹⁰ ビガンの歴史遺産保護を目的とする。

¹¹ 大気汚染への取り組みの共有を目的とする。

- ・イートードーメ村（ガーナ）
- ・サダーナ村（インド）
- ・ルーバレットキー地区（ロシア）

LGA の文化、観光、スポーツ委員会の委員長であるクリス・ホワイト・ハートフォードシャー 県議会議員（自由民主党）は、今回発表されたリストについて、下記のようにコメントにしている。

「英国を含めた世界各国の情勢が変化中、友好提携や交流関係を持つことによる地域間の経済的、文化的な結び付きの強化は、その重要性をますます高めつつある」「アルバニアからザンビアまでを含むあらゆる国で、地方自治体は、世界中の国々に存在する様々な文化や歴史、習慣に対する理解促進に努めている」「こうした交流の当初の目的は、第二次世界大戦で荒廃した国々の間で相互理解を深めることであったが、近年の目的は、それより更に進んだものとなっている」「『鉄のカーテン』が東西ヨーロッパの断絶を招き、東欧の人々に対する認識が冷戦のプロパガンダによってのみ形成されていた時代を経て、1990年代は、東欧への理解促進が、交流の重要なテーマであった」「今日、自治体と住民は、更に視野を広げ、相互理解を促すのみならず、雇用創出及び投資促進への貢献を狙いとして、中東やアジアの国々との交流を進めている」

（参考）

<http://www.lga.gov.uk/lga/core/page.do?pagelId=29208>

<http://www.lga.gov.uk/lga/core/page.do?pagelId=29190>

【イングランドとウェールズの地方選挙で与党労働党が惨敗】 英国

2008年5月1日、イングランドとウェールズで地方選挙が実施された。イングランドでは、それぞれ3分の1の議席を改選した36の大都市圏ディストリクト（Metropolitan District）¹²と19のユニタリー（unitary）¹³を含む計137の地方自治体で選挙が行われた。日本の市町村にあたるディストリクト（District）では、カンブリア県のバロー・イン・ファーネス市を含む4自治体が、選挙区改変のため、全議席を改選した。その他は、7つのディストリクトが議席の半分、67のディストリクトが3分の1を改選した。日本の県にあたるカウンティ（County）では、今年は選挙は行われず、2009年に行われることとなっている。全地方自治体がユニタリー化しているウェールズでは、22のユニタリー全てが選挙を行った。

5月1日はロンドン市長選及びロンドン議会議員選挙の投票日でもあった。一方、北アイルランド及びスコットランドでは地方議会選挙は行われなかった（スコットランドは2009年実施。北

¹² 大都市圏に存在する一層制の自治体。

¹³ 非大都市圏に存在する一層制の自治体。

アイルランドについては後述参照)。

また、2009年4月に新たに創設される4つのユニタリーである「チェシャー・イースト市」、「チェシャー・ウェスト・アンド・チェスター市」、「ダーラム市」、「ノーサンバーランド市」の議会議員を選ぶ特別選挙も同時に実施された。これらの新たな議会は、従来の議会がまだ機能し、新ユニタリーが誕生するまでの間は、「影の議会 (shadow councils)」と呼ばれる。

一方、新ユニタリー創設のため廃止となるコーンウォール県ペンウィズ市、シュロップシャー県シュルーズベリー・アンド・アッチャム市及びチェシャー県内の5市では、地方議会選挙は行われなかった。コーンウォール県及びシュロップシャー県では、2009年5月に新設のユニタリーの議会選挙が行われる (これらの2つの新ユニタリーでは「影の議会」は設立されない)。

2009年4月に新たにユニタリーとなる自治体は、今回選挙を行って「影の議会」を設立するか、またはユニタリー設立後に新議会選挙を実施するかについて、コミュニティ・地方自治省との協議と議会での採決を経て決定し、更に同省の承認を得ることが必要とされた。

北アイルランドの地方選挙については、ウッドワード北アイルランド相が2008年4月25日、当初の予定の2009年から2011年に延期されたことを明らかにした。延期は北アイルランド自治政府の要請によるもので、2011年に北アイルランドで、地方自治体の数を現在の26から11へ減らす自治体再編が行われることがその理由である。

結果

結果は与党労働党の惨敗に終わり、ブラウン政権にとって大きな痛手となった。全体の得票率は保守党が44%、自由民主党が25%だったのに対し、労働党は24%にとどまった。

イングランド南部では、労働党がサウサンプトン市とレディング市で支配政党の座を失い (サウサンプトン市は保守党が獲得し、レディング市は「支配政党なし (No Overall Control)」となった)、南部に残っていた最後の大規模な支配自治体を失うこととなった。しかし、「支配政党なし」だったスラウ市を獲得したほか、ステイブネッジ市では快勝を果たして支配政党の座を維持するなど、労働党は南部で良い結果を出すこともできた。オックスフォード市では僅差で勝利を逃した。

伝統的に労働党の牙城と言われているイングランド北東部では、保守党が、「支配政党なし」だったノース・タインサイド市を獲得した¹⁴。保守党は、サンダーランド市でも、支配政党の座こそ獲得できなかったものの、5議席を増やす躍進を見せたが、一方の労働党は、ハートルプール市を失うなど、振るわなかった。前述した新ユニタリーの「ノーサンバーランド市」は、大半が労働党支配である自治体をまとめて新たにユニタリーとするにもかかわらず、労働党は過半数の議席獲得に失敗し、「支配政党なし」との結果に終わった。

保守党は、マンチェスター市、リバプール市、ニューカッスル・アポン・タイン市などイング

¹⁴ ノース・タインサイド市の現在の直接公選首長は労働党所属である。

ランド北部の大都市ではいずれも議席を増やすことはできなかった（リバプール市及びニューカッスル・アポン・タイン市では、前回に引き続き1議席も獲得できなかった）。これらの北部の大都市における結果は、次の総選挙での勝敗を推し量る重要な物差しとして見られている。しかし保守党は、過去に何度か労働党と支配政党の座を交代したことがあるベリー市を獲得したほか、イングランド中部ではバーミンガム市で6議席を増やすなど、躍進が目立った¹⁵。

自由民主党は、イングランド北部で、「支配政党なし」だったシェフィールド市とハル市の2市の獲得に成功した。

一方、ウェールズでは、労働党が5つの自治体で支配政党の座を失った。首都カーディフでは、前回に引き続き今回も「支配政党なし」との結果になったが、最大政党の自由民主党は3議席を増やし、支持の拡大ぶりを見せつけた。

今回の地方選挙の結果は、労働党にとって、ハロルド・ウィルソン党首のもとで戦った1968年以来、最悪のものとなった。当時は、労働党は1970年の総選挙で敗北し、保守党に政権を明け渡した。

開票結果

政党名	獲得自治体数		当選議員数	
	増減	総数	増減	総数
保守党	+12	65	+256	3154
労働党	-9	18	-331	2368
自由民主党	+1	12	+34	1805
ウェールズ国民党	-1	0	+33	207
緑の党	0	0	+5	47
住民連合党	0	0	-11	43
英国国民党	0	0	+10	37
自由党	0	0	-2	20
独立キダーミンスター病院・健康問題党	0	0	0	10
英国独立党	0	0	+3	8
リスペクト党	0	0	+1	4
代替社会主義者党	0	0	0	2
その他	0	0	-1	711
支配政党なし	-3	64	-	-

(参照)

http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/elections/local_council/08/html/region_99999.stm#B

¹⁵ バーミンガム市は「支配政党なし」だが、保守党と自由民主党が連立で行政運営を行っている。

【保守党のボリス・ジョンソン氏が新ロンドン市長に就任】 英国

2008年5月1日、ロンドン市長選が実施され、三期目を狙った現職のケン・リビングストン市長を破り、保守党のボリス・ジョンソン候補が当選を果たした。初代のリビングストン氏に続き、史上2人目のロンドン市長が誕生したことになる。

同日にはまた、ロンドン議会議員選挙も行われ、野党第二党の自由民主党が議席を減らしたほか、極右の英国国民党（BNP）が初めて議席を獲得した。BNPはこれまで、一層制の自治体であるユニタリー（Unitary）及び大都市圏ディストリクト（Metropolitan District）、日本の市町村にあたるディストリクト（District）では議席を得たことがあったが、それ以外の議会で議席を獲得したのは今回が初めてである。

背景

グレーター・ロンドン・オーソリティ（GLA）は、「1999年グレーター・ロンドン・オーソリティ法（Greater London Authority Act 1999）」の施行により、ロンドンの32区とシティ・オブ・ロンドンを含む「グレーター・ロンドン」を管轄する行政組織として2000年に創設された。これ以前には、「ロンドン・カウンティ・カウンスル（LCC、1889～1965年）」及び「グレーター・ロンドン・カウンスル（GCL、1965～1986年）」が、ロンドンを所管する行政組織として存在していたが、サッチャー政権による1986年のGLC廃止後、後継の機関は創設されなかった。GLAは、直接公選首長と、25人の議員から成るロンドン議会などで構成され、市長、議員ともに任期は4年である。

GLA創設と同じ2000年、直接選挙によるロンドン市長選が初めて行われ、GLCでリーダーを務めていたケン・リビングストン氏が当選した¹⁶。2004年には2回目の選挙が実施され、同氏が再選を果たした。

ロンドン市長の責務の一つは、ロンドンの都市開発計画戦略である「ロンドン・プラン（London Plan）」など、法律で義務付けられている様々な戦略を策定することである。また、GLAの「実務機関（functional bodies）」と呼ばれるロンドン交通局（TfL）、首都警察（MPA）¹⁷、ロンドン消防・緊急時計画局（LFEP）、ロンドン開発庁（LDA）の理事長及び理事会メンバーを任命できる権限も持つ¹⁸。

市民への公共サービス提供は各区の責務であり、GLAの役割ではない。また、2008年5月より、ロンドン市長は、ロンドンの公営住宅向け予算について新たな権限を付与されるほか、任命できる実務機関の理事会メンバーの数が増えることとなる。

¹⁶ 1981年からGLC廃止の1986年までリーダーを務めていた。

¹⁷ ロンドン警視庁の機能を監視する組織。

¹⁸ リビングストン氏は、市長在任中、TfLの理事長を自ら務めていた。

投票システム

ロンドン市長選では、「補足投票制度 (Supplementary Vote System)」という投票システムが用いられている。これは、英国特有のシステムであり、直接公選首長選挙にのみ採用されている¹⁹。

補足投票制度では、投票者は、候補者の中から最も当選してほしい人（第一オプション、first preference）と 2 番目に当選してほしい人（第二オプション、second preference）に X 印をつける。

「第一オプション」への票が先に集計され、得票率が 50%以上を超える候補者がいればそのまま当選となる。50%を超える候補者がいなかった場合、「第一オプション」の集計で上位 3 位以下となった候補者は全て落選となり、それら落選者に投じられた票の「第二オプション」の票のうち、上位 1、2 位の候補者に投じられた票が、各候補が「第一オプション」で獲得した票に加算され、最終的に最も多くの票を集めた方が当選となる。

補足投票制度は、代替投票制度(Alternative Vote)²⁰と小選挙区制の混合システムであり、労働党政権は、「1999 年グレーター・ロンドン・オーソリティ法」で GLA の設立を定めた際、このシステムを首長選定の方法として選んだ。補足投票制度の利点は、当選者が投票者の半数以上の支持を得ていることを確認できること²¹、決戦投票を避けられることである。

一方、ロンドン議会議員の選挙には、「追加型議員制度 (Additional Member System)」と呼ばれる投票制度が用いられている。これは、戦後の西ドイツで初めて採用され、現在はスコットランド自治政府議会、ウェールズ議会の選挙でも用いられているシステムである。

追加型議員制度のもと、ロンドン議会議員のうち 14 人は、小選挙区制によって 14 の選挙区²²からそれぞれ 1 人ずつ選ばれる。残り 11 人は、「追加型議会議員」と呼ばれ、ロンドン全域を選挙区とし、有権者が政党に投票する政党名簿比例代表方式によって選ばれる。なお、政党名簿比例代表方式による投票では、「政党は、14 の選挙区における投票と、政党への投票で、共に最低 5% の票を獲得しなければならない」という阻止条項がある。また、追加型議員制度では、単一の政党が過半数の議席を獲得することを困難にするため、小選挙区制で大半の議席を獲得した政党は、政党名簿比例代表方式では 1 議席も獲得できない仕組みになっている。

候補者

¹⁹ イングランドでは、「2000 年地方自治法」により、直接公選首長制度が導入され、これまで 12 の自治体で首長が誕生している。ロンドンの直接公選首長制度は、前述の「1999 年グレーター・ロンドン・オーソリティ法」により導入された。

²⁰ 代替投票制度では、選挙人は、全ての立候補者に関し、当選してほしい順番に順位を付ける。「第一オプション」への投票で過半数を超える候補者がいなかった場合、最も得票数の少ない候補者は落選となり、落選した候補者に投じられた票の「第二オプション」への票がカウントされ、残りの候補者の得票数に加算される。いずれかの候補者が過半数を超える票を獲得するまで同じ手順が繰り返される。

²¹ 代替投票制度では、殆どの場合、当選者は過半数以上の票を獲得して当選することになる。

²² それぞれの選挙区は、2～3 の区 (borough) で構成されている。

今回の選挙では、現職のケン・リビングストン市長は、労働党党员との短期間の協議を経て、直ちに同党公認候補に擁立された。リビングストン氏は、選挙キャンペーンで、これまでの市長としての実績を訴えると共に、最大のライバルであった保守党のボリス・ジョンソン下院議員について、市長の経験がないこと、過去の過激な言動が問題視されたことがある事実などの弱点をついてきた。

保守党は、今回のロンドン市長選の公認候補決定に際し、米国で長い歴史を持つ「プライマリー」と呼ばれる方法を初めて採用し、ロンドンで選挙登録をしている住民ならば、保守党党员でなくても投票することが可能になった（しかし、票を投じるには、通常より割増料金の電話番号に電話をかけて登録を行う必要があったため、実際に投票したのは大半が既に保守党员になっていた人々だったと考えられる）。

ジョンソン氏は、右派系政治誌「スペクテーター」の編集長を務めた経験もある知名度の高い下院議員であり、いずれもロンドンの区会議員である3人の対立候補を破って2007年9月に保守党の公認候補に選ばれた。ジョンソン氏の選挙戦術は、現在の市政に見られる無能さを指摘すると共に、リビングストン市長の人格を攻撃するというものだった。なお、保守党は当初、警察幹部や芸能人など党外の人物を公認候補として擁立するべく試みていたが、目ぼしい候補者が見つからず、公認候補の選定期間を半年間延長した経緯がある。

野党第2党の自由民主党も同様に、知名度の高い候補者を見つけることができず、公認候補の選定期間を延長したが、2007年11月、ロンドン警視庁で副警視総監補（Deputy Assistant Commissioner）を務めたことがある²³ブライアン・パディック氏を擁立したことを明らかにした。パディック氏は、警察で勤務していた当時から同性愛者である事実を公言していたことで知られていた。

その他の立候補者は下記の通りであった。

- ・ シアン・ベリー（緑の党、Green Party）

ベリー氏は環境保護活動家であり、特に混雑税など環境問題でリビングストン氏と見解を共有していた。この理由により、ベリー氏とリビングストン氏は、「自身の支持者に対し、『第二オプション』の票を相手側へ（ベリー氏支持者はリビングストン氏へ、リビングストン氏支持者はベリー氏へ）投じるよう呼び掛ける」ことで選挙戦中に合意に至り、これを実行していた。

- ・ ジェラード・バッテン（英国独立党、UK Independence Party、UKIP）

英国独立党は、英国の欧州連合（EU）からの脱退を訴える右派政党であり、バッテン氏はロンドン選出の欧州議会議員である。バッテン氏は、EU脱退のみならず、反移民、ロンドン市政に

²³ 2007年5月に同職を辞任、引退していた。

おける規制削減を訴えて選挙戦を戦った。なお、2004年のロンドン市長選では、英国独立党の候補者は主要3政党に続いて4番目に多い得票を得た。

・リンゼー・ジャーマン（左派のリスト党、Left List）

ジャーマン氏はフェミニストの著述家であり、反戦運動の指導者である。2004年のロンドン市長選では、「リスペクト党」から立候補し、得票数は英国独立党に次いで5位だった。今回の市長選では、反戦、反民営化、反差別を政策として掲げた。

・アラン・クレグ（キリスト教徒の選択党、Christian Choice）

クレグ氏はロンドン・ニューアム区の区議会議員である。キリスト教徒の選択党は、「キリスト教徒の同盟党（Christian People's Alliance）」と「キリスト教徒党（Christian Party）」が、今回の選挙のために結成した連合である。クレグ氏が市長選にあたって掲げた政策は、貧困層救済措置の強化、ロンドン東部における大規模なイスラム教寺院建設への反対などであった。

・リチャード・バーンブルック（英国国民党、British National Party、BNP）

バーンブルック氏はロンドンのバーキング・アンド・ダゲナム区の区議会議員である。選挙戦では、公営住宅の入居権決定における白人優先、反移民、反多文化主義を訴えた。

・マット・オコナー（イングランドの民主主義者党、English Democrats）

イングランドの民主主義者党は右派の小規模政党であり、オコナー氏は、離婚した男性の子供との面会権拡大を主張するグループ「ファーザーズ・フォー・ジャスティス（Fathers4Justice）」の創設者である。ロンドンの税収が英国全土に分配されている不公平の是正を訴えて選挙キャンペーンを展開していたが、投票日直前の2008年4月25日、立候補取り止めの意思を明らかにした。

・ウィンストン・マッケンジー（無所属）

マッケンジー氏は元ボクサーの経歴を持つ。UKIPの分派である「ベリタス党（Veritas）」から下院議員に立候補したことがあるほか、労働党の黨員だったこともある。今回のロンドン市長選では、無所属で立候補する前に、保守党の公認候補にも名乗りを上げていた。

結果

*ロンドン市長選

立候補者名	所属政党名	「第一オプション」 としての得票数 (括弧内は%)	「第二オプション」 としての得票数 (括弧内は%)	合計
ボリス・ジョンソン	保守党	1,043,761	124,977	1,168,738

		(42.48)	(10.49)	
ケン・リビングストン	労働党	893,877 (36.38)	135,089 (12.34)	1,028,966
ブライアン・パディック	自由民主党	236,685 (9.63)	641,412 (26.11)	878,097
シアン・ベリー	緑の党	77,374 (3.15)	331,727 (13.50)	409,101
リチャード・バーンブルック	英国国民党	69,710 (2.84)	128,609 (5.23)	198,319
ジェラード・バッテン	英国独立党	22,422 (0.91)	113,651 (4.63)	136,073
アラン・クレグ	キリスト教徒の 選択党	39,249 (1.6)	80,140 (3.26)	119,389
マット・オコナー ²⁴	イングランドの 民主主義者党	10,695 (0.44)	73,538 (2.99)	84,233
リンゼー・ジャーマン	左派のリスト党	16,796 (0.68)	35,057 (1.43)	51,853
ウィンストン・マッケンジー	無所属	5,389 (0.22)	38,954 (1.59)	44,343

* ロンドン議会議員選挙

(数字は議席獲得総数。括弧内は「小選挙区制で獲得した議席数+政党名簿比例代表方式で獲得した議席数」を示す)

政党名	2004年選挙	2008年選挙
保守党	9 (9+0)	11 (8+3)
労働党	7 (5+2)	8 (6+2)
自由民主党	5 (0+5)	3 (0+3)
緑の党	2 (0+2)	2 (0+2)
英国独立党/一つのロンドン 党 ²⁵	2 (0+2)	0 (0+0)
英国国民党	0 (0+0)	1 (0+1)

(参考)

²⁴ マット・オコナー氏は、前述の通り出馬取り止めの意志を表明したが、立候補取り止めの期限を過ぎていたため、獲得した票は全て有効票としてカウントされた。

²⁵ 2004年6月に実施されたロンドン議会議員選挙で、英国独立党の2人の候補者が当選したが、両者とも2005年2月、同党の分派であるベリタス党に移り、更に同年9月、新たに「一つのロンドン党」を結成した。

<http://www.electoralcommission.org.uk/>

【削減率3%の自治体効率化目標を達成するための手法：パートナーシップの活用】 英国

経緯

2003年10月、副首相府(既に廃止)は、地方自治体協議会(Local Government Association)と共同で、「地方自治体調達戦略(National Procurement Strategy for Local Government)」を発表した。これは、規模の経済の法則を利用して、イングランドの388の地方自治体における年間400億ポンドにのぼる調達契約を合理化することを目的としていた。2003年から2006年までを適用期間とするこの戦略は、経済学者であり前政府経済アドバイザーであるイアン・バヤット氏を中心とした政府の作業部会が作成した報告書「公共サービスの改善に向けて(Delivering Better Services for Citizens)」の中に盛り込まれた提言に基づくものであった。

そして、イングランド全地域でこの戦略を推進するため、2003年後期に、政府は9つの地域調達研究センター(Regional Centres of Procurement Excellence)を設置した。その責務は、地方自治体が共同調達を通じてどのように費用の削減を実現するかについて助言を行うことであった。

更に、2004年7月には、財務省が英国調達庁(Office of Government Commerce)長官ピーター・ガーション氏に委託して作成した公共部門の効率化見直しに関する調査結果報告書「公共サービスの現場への資金の割り当て(Releasing resources to the frontline)」が発表され、2007年度までに、効率化により64億5千万ポンドの費用を削減することが提案された。それに続いて、地域調達研究センターは「地域研究センター(Regional Centres of Excellence)」に名称が変更され、効率化に関連するあらゆる業務について広い権限を与えられた。また同時に、地方自治体改善・開発庁(Improvement and Development Agency (IDeA))も大きく関与することとなった。

2003年から2008年の間、この地域研究センター(Regional Centres of Excellence)は、中央政府と各地域の地方自治体との間で合意された運営戦略と管理体制を有する独立組織であったが、組織の管理運営は、その地域内の複数の地方自治体の事務総長により合同で執行されていた。また、各地域を代表する事務総長が一同に会し、9つの地域研究センターに対しリーダーシップを発揮するとともに、方向性を示すための総会が開催された。その後、2006年10月に発表された地方自治体白書「コミュニティの強化と繁栄のために(Strong and prosperous communities)」においては、イングランド全土をカバーする改善戦略の策定と、地域の効率化に関するパートナーシップの改革が要請され、この新たな取り組みは、2008年4月1日までに導入することがコミュニティ・地方自治省と事務総長の総会との間で決定された。

改善・効率化戦略(National Improvement and Efficiency Strategy)

2007年12月、政府は改善・効率化戦略を発表した。この戦略文書は、地域の公共サービス提供者と連携して公共サービス改善の実現に取り組む地方自治体の意欲を表現するものであり、この戦略の原則と主要な目的、そして2008年度から2010年度までの包括的支出見直しの期間中にこの目的達成に向けて取られるべき方策が盛り込まれた。

この文書によると、改善・効率化戦略の背景にある4つの原則は次のようなものである。

- (1) 地域における公共サービスの改善は、地方自治体が地域コミュニティや他の公共サービス提供者とパートナーシップを組んで行うこと。
- (2) 中央政府の資金を可能な限り現場に割り当て、地方自治体が地域のパートナーとともに地域レベルでより多くの政策決定を行えるようにすることで、より効果的な改善が実現すること。
- (3) 改善に向けた戦略の立案はより強力なものとなる必要があること。これは、地域の改善、改革、そして効率化を支援するため、利用可能な資金に関する決定が、より多く地域の諸機関の共同決定により行われなければならない。
- (4) 中央政府と地方自治体双方による改善や効率化の支援に向けた取り決めは、より効率的で、簡素化され、合理的なものである必要があること。

基本的に、この戦略は、調達に関する取り決めの改善を要求するにとどまらず、LAA²⁶に定められた地域の優先事項を実現するために必要な支援を中央政府と地方自治体がどのようにして提供するかを定めている。

政府はLAAの実施を通じ、以下の事項を期待している。

- ・金銭的効率性 (value for money) を高め、効率化による3%の削減目標を達成すること。
- ・公共サービスにおける改革能力を高めること
- ・コミュニティにより多くの権限を与えること
- ・経済の再活性化や近隣地区の再生を実現するにあたっての地方自治体の指導力を強化すること。

地域版改善・効率化パートナーシップ (Regional Improvement and Efficiency Partnerships)

この改善・効率化戦略では、地方自治体の業務執行の改善は下記により行われるべきものとされている。

²⁶「地域協定 (Local Area Agreement)」。地方自治体を中心として構成されるパートナーシップと政府とが、双方が合意した地域の政策目標や指標を実現するために締結するもので、パートナーシップは中央政府の窓口となる各地域の政府事務所 (Government Office) と交渉を行う。

- ・「地域版改善・効率化パートナーシップ (Regional Improvement and Efficiency Partnerships、以下「RIEPs」という) を公共サービス提供のための支援に向けた取り決めの核に据えること
- ・自治体やそのパートナーが、改善に関する様々な問題に関しより多くの責務を担うよう RIEPs が支援できるようにすること

これに加え、「困難に直面し、業績不振に悩む自治体」は、「RIEPs による各々の事情に応じた、十分に調整の図られた支援が受けられ、地域の地域政府事務所、監査当局、他の政府の省庁と連携を図る」ことができるものとされている。

ところで、改善・効率化戦略は RIEPs を以下のように定義している。

「RIEPs は、より地域レベルでの改善と効率化を支援する取り組みの核となるものである。RIEPs は、以下において中心的な役割を担う。

- ・改善と効率化に向けた戦略的な目標を設定すること
- ・改善と効率化の評価に関し、確実な証拠を使用すること
- ・支援に際しては、外部委託や関係機関との調整を図ることにより、地域に対し強力なサポートを提供すること

また、資金の使い道を特定すること、困難に直面する地方自治体やそのパートナーを援助するために必要となる支援を得て、LAA で定められた目的の達成を支援するためその資源を使うことも RIEPs の主要な役割である。これは、中央政府から地方へ資源配分の重点が大きく移行することを示すものである。」

2008年1月、政府は、9つの RIEPs に対し、1億8,500万ポンドの資金提供を発表したが、これは毎年3%の効率化による削減の要求、各 LAA で設定された目的の達成を踏まえたものである。これは次により行われる。

- ・公共サービスを再構築すること。
- ・事務業務（バックオフィス機能）の共有化を図ること。
- ・入札の競争性を高めるため、入札手続きを合理化すること
- ・法律コンサルタントを共有すること。

また、地域の効率化の取り組み事例には次のようなものがある。

中東イングランドの RIEPs (East Midlands Regional Improvement and Efficiency Partnership) は、法律関連のサービスを共有するため、19の地方自治体が、警察、消防当局とともに民間の法律会社と「ロー・シェア (LawShare)」と呼ばれるパートナーシップを締結した。

契約締結後、既に 300 万ポンドの削減効果があり、契約期間中の 5 年間で、500 万ポンドの節減効果が期待できるとの分析が発表されている。

北東イングランド、北西イングランド、ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー地方、そして中東イングランドの RIEPs は共同で、「ドッキング・ステーション(Docking Station)」を創設した。これは、調達者である地方自治体と地域内のサービス提供者にとって、競争入札や契約行為がより簡素で公正なものになるよう、標準的な文書を集めたものである。このシステムは、過去に電子入札の手続きに参加する際に苦勞したディストリクトカウンシル（市町村に相当）にとって特に有益であることが分かった。

2008 年 3 月に、政府は、「案内書 2008:改善と効率化の支援に向けた手引 (Prospectus 2008 : the guide to improvement and efficiency support)」を発表した。これは中央政府による地域での効率化に向けた支援や、イングランド地域における優良事例の概要をより詳しく示したものである。

この報告書に例示されている優良事例の一部を紹介する。

- ・「交通安全タイムバンク (Road Safety Time Bank)」。新しいウェブサイトでは、交通安全に関する専門的な知識を自治体間で交換し、担当職員が交通安全にかかる啓発活動を目的とした無料の出版物を発注することができる。
- ・ホームレス問題に積極的に取り組み、地域における弱者が自立して生活できるよう支援する自治体。現在イングランドの 9 つの地域から各 2 団体が各地域を代表して、ホームレス問題への取り組みを積極的に行っている。
- ・「10 代妊娠に関する地域コーディネーター (Teenage Pregnancy Regional Coordinators)」は、自治体、学校、保健当局が 10 代の妊娠率の削減目標を達成することを支援する。国の 10 代妊娠支援チーム (Teenage Pregnancy National Support Team) がこの活動を補完する。

RIEPs は、金銭的効率性のさらなる向上を達成する方法を推奨することとなる。そして、その戦略は、1 年につき最低 3 % の削減目標を達成するため、地域がどのように計画を策定すべきかを示すこととなる。2004 年の支出見直し期間において達成された数字を踏まえると、年 3 % の効率化により、2007 年包括的支出見直しの期間中(2008 年度から 2010 年度まで)に各地域において可能な費用削減額は下記のとおりである。²⁷

地 域	2010 年度までに達成可能と見込まれる年間削減額
-----	---------------------------

²⁷ <http://www.communities.gov.uk/news/corporate/728082>

北東イングランド (North East)	2億7,700万ポンド
北西イングランド(North West)	7億5,300万ポンド
ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー地方 (Yorkshire and Humber)	4億9,100万ポンド
中西イングランド(West Midlands)	5億1,400万ポンド
中東イングランド(East Midlands)	3億8,400万ポンド
東イングランド(East of England)	4億6,900万ポンド
ロンドン(London)	8億6,600万ポンド
南東イングランド(South East)	6億9,100万ポンド
南西イングランド(South West)	4億5,500万ポンド

(参照)

National Improvement and Efficiency Strategy

<http://www.communities.gov.uk/publications/localgovernment/efficiency>

Prospectus 2008: the guide to improvement and efficiency support

<http://www.communities.gov.uk/publications/localgovernment/efficiencysupport>

【英国のウォーキングを下支えする通行権制度】 英国

はじめに

JETAA (JET プログラム同窓会) ロンドン支部では、有志でウォーキングの会を毎月実施している。このウォーキングには当事務所も参加しているが、4月20日(日)はピーターズフィールド(ロンドンから電車で南西におよそ1時間)で実施された。

今回の行程では広い牧草地を横切り、整備された歩道だけではなく、道なき道に行くようなコースの連続であった。おまけにその一帯は公園というわけでもなく、私有地のような趣である。かといって入場料を払うとか、あるいは許可をもらうということもなく、皆が好きなところを歩いてゆく。実は、英国にはこうしたウォーキングを可能としている制度があるのである。

通行権の内容

英国には通行権 (rights of way) と呼ばれる制度がある。これは地役権の一種で、一定の要件を満たせば私有地であっても公衆の通行が認められるという制度である。

なお、スコットランドの通行権²⁸は、イングランドおよびウェールズと制度が異なり、一定の条件を満たす地域では、個別の指定等がなくても通行権があるものと見なされる。スコットランドにおいては通行権を有する通路の指定や管理は ScotWays²⁹という組織が行っている。

イングランドおよびウェールズでの通行権³⁰については、地方自治体に関わる事項が多いため、以下紹介する。

まず、この通行権が認められる通路および土地（以下「権利通路等」という）は、通行権が認められる内容³¹に応じて次のように呼ばれている。

- **Public Footpaths**…徒歩のみで通行可能な通路（自転車や騎乗での通行は禁止）
- **Public Bridleways**…徒歩だけでなく、自転車や騎乗による通行も可能な通路
- **Byways open to all traffic (BOATs)**…徒歩、自転車、騎乗に加え、オートバイ、自動車、馬車も通行可能な通路
- **Restricted byways**…徒歩、自転車、騎乗に加え、馬車など機械以外の乗り物が通行可能な通路。通行権を有する通路のうち特に種類の指定がない場合は、この **Restricted byways** と見なされる。
- **Access Land**…徒歩のみで通行可能な土地。通行権を有する通路として具体的に指定されていなくても、入会地として指定されている土地や標高600メートル以上にある土地等に通行権が認められている。この **Access Land** での通行権は特に **The right to roam**（散策権）と呼ばれている。

また、権利通路等類似のものとして、次の通路がある。

- **Permissive Passes**…土地所有者が地方自治体と正式な合意を結ぶことで、私有地への立ち入りを認めるもの。

地方自治体の義務について

まず、地方自治体は、管轄する権利通路等に標識等（権利通路であることを示す標識や分岐点などでの方向や距離の案内標識など）を設置する義務がある。

また、地方自治体（カウンティやユニタリー）の義務として、その管轄地域の全ての権利通路

²⁸ Land Reform (Scotland) Act 2003（スコットランドの通行権を定めた法律）

http://www.opsi.gov.uk/legislation/scotland/acts2003/asp_20030002_en_1

²⁹ ScotWays のホームページ <http://www.scotways.com/>

³⁰ Countryside and Rights of Way Act 2000（イングランドおよびウェールズの通行権を定めた法律）

http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/ukpga_20000037_en_1

³¹ ベッドフォードシャー・カウンティ・カウンシルによる権利通路等の説明

<http://www.bedfordshire.gov.uk/EnvironmentAndPlanning/RightsOfWay/WhatIsAPublicRightOfWay.aspx>

等を指定地図(The Definitive Map)³²に記載することが要求されており、この指定地図は各地方自治体の庁舎で閲覧することができる。さらに、指定地図をホームページ等で公開している地方自治体もある³³。

一方で、その地図に記載されていないからといって、通行権が認められないわけではない。Natural England³⁴によると、実際に利用されていることが確認できた権利通路等のうち、50%以上が指定地図には記載されておらず、権利関係が不明瞭な土地も少なからず存在する。

そこで、「Countryside and Rights of Way Act 2000」は、1949年以前から使われている権利通路等が2026年までに指定地図に記載されない場合は、2026年1月1日付けでその通行権を失うと定めている。このため、地方自治体にとっては権利通路等を探し出し、指定地図に記載することが喫緊の課題となっている。地方自治体が手を抜くと、都市部などから人々を引き付ける地域振興資源が減少してしまうことにもなりかねない。

地方自治体の権利について

地方自治体は、「Highways Act 1980」³⁵により、次の権利を有する。

まず、地方自治体と土地所有者との合意によって新たに権利通路等を作ることができる。この方法は、権利通路等を繋げて整備する際に利用される。その際、パリッシュ以外の自治体は、他の自治体にその是非を諮る必要がある。

また、土地所有者からの寄進により権利通路等とすることも可能であり、20年間以上公共の通路として利用されている場合は権利通路等としての寄進があったものと推定される。

さらに、地方自治体は、自ら規則を定めることで、土地所有者などの異議がない場合は、新たに権利通路等を作ることができる。

通路の管理に関しては、権利通路等のうち主要な通路(Highway)については、地方自治体自らの責任と経費によって、本来私有地である権利通路等の整備を行うことができる。

³² ケント・カウンティ・カウンシルによる指定地図の定義の説明

<http://www.kent.gov.uk/environment/public-rights-of-way/definitive-map.htm>

³³ ハンプシャー・カウンティ・カウンシルの指定地図<http://whereilive.hants.gov.uk/rightsofway/webform1.aspx>

³⁴ Natural England 指定地図記載の現状

<http://www.countryside.gov.uk/LAR/Access/DLW/index.asp>

³⁵ Highways Act 1980 (Highway について定めた法律)

<http://www.statutelaw.gov.uk/legResults.aspx?LegType=All+Legislation&title=highways+act+&Year=1980&searchEnacted=0&extentMatchOnly=0&confersPower=0&blanketAmendment=0&TYPE=QS&NavFrom=0&activeTextDocId=2198137&PageNumber=1&SortAlpha=0>

終わりに

田園地帯での通行権の多くは、何百年も前から慣習として続いてきたもののようである。そしてこの慣習は、制度が整備され、あるいは法律へと発展し、現在もなお多くの人に受け継がれている。英国の田園が多くの英国人を引き付け、愛され続け、美しく保存されてきている背景には、こうした制度の裏づけもあるのである。

【日本の世界貢献度評価は世界一】 英国

BBC ワールドサービスが委託して行った、世界への貢献度 (influence in the world) についての調査結果が4月2日に発表された³⁶。2005年から行われているこの調査は、評価の対象となっている国の世界に対する貢献度が、主に、肯定的であるか否定的であるか(mainly positive or negative influence in the world)について調査するものである。最新の調査結果では、日本の世界への貢献度は依然として肯定的であるとの評価が示されている。

以下は本調査の「日本」に関する部分の抄訳である。

「日本は、依然としてもっとも肯定的な評価を得ている国の1つである。しかしながら、今年の調査では、ドイツに僅差で敗れ、2位である。追跡国³⁷の結果を平均すると、過半数(56%)が日本の世界への貢献度を肯定的であると評価している一方、5分の1(21%)は、否定的であると評価している(これは2007年度の調査から変化していない)。これを詳しくみると、21カ国が肯定的な評価を与える一方、2カ国(隣国の中国と韓国)は否定的な評価を加えており、1カ国(メキシコ)では意見が二分している。

日本に対する肯定的な評価がもっとも大きく上がったのはオーストラリア(2007年の55%から70%への上昇)、エジプト(同33%から45%への上昇)、イタリア(同52%から61%への上昇)、英国(同63%から70%への上昇)である。

日本に対し否定的な評価を加えている2カ国においても、その否定の度合いは減少しており、これらは、中国(2007年の63%から55%へと減少)と韓国(同58%から52%へと減少)である。

日本に対する肯定的な評価が大きく減少している2カ国においても、依然として肯定の度合いは高い。カナダ(2007年の74%から61%へと減少)とインドネシア(同84%から74%へと減少)

³⁶ 調査は、世界34カ国の17,457人に対し、対面方式もしくは電話インタビューにより行われた。調査が行われた国は次の34カ国である。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コスタリカ、エジプト、エルサルバドル、フランス、ドイツ、ガーナ、英国、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、レバノン、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、ポルトガル、ロシア、韓国、スペイン、トルコ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国。

また、今回評価の対象となった国は、次の14カ国である。ブラジル、英国、中国、フランス、ドイツ、インド、イラン、イスラエル、日本、北朝鮮、パキスタン、ロシア、アメリカ、EU。

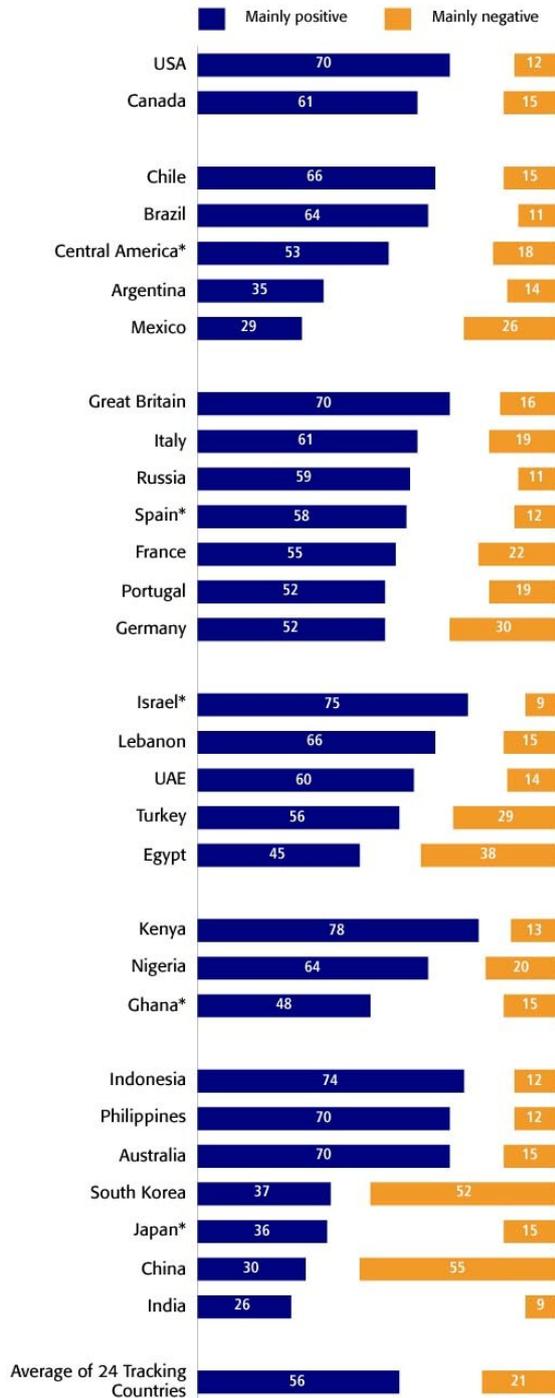
³⁷ 昨年も本調査が行われた24カ国

である。

今回初めて調査を行った国々においても、大部分が日本に関して肯定的な評価を与えている。肯定的評価が過半数を超える国は、イスラエル(75%)、スペイン(58%)、中央アメリカ (53%) であり、ガーナにおいては相当多数 (48%) が肯定的であった。」

Views of Japan's Influence

By Country, December 2007



The white space in this chart represents "depends," "neither, neutral," and "DK/NA."

*No tracking data available

(出典 : BBC のウェブサイトに掲載の報告書「Global views of USA improve」より)

また、本調査は、自分の国が世界に与える貢献度についての自国民の認識についても報告している。

「自分の国が世界に与える貢献度について質問したところ、日本人は調査を受けた国民のうちでも最も謙虚な答えをしており、日本が世界に与える貢献度は主に肯定的であると答えたのはたったの36%であった。それに次ぐのはアメリカ人で、56%であった。逆に、中国人の91%、ロシアの78%は、自分の国が世界に与える貢献度が肯定的であると答えている。」

つまり、これらを総括すると、世界の国々が日本を大きく評価しているのに対し、日本国民は自己を卑下してみる傾向が強いということになる。日本国民は、もう少し自信をもって世界に主張していく必要があるということ伝える結果となった。

(参照)

http://news.bbc.co.uk/1/shared/bsp/hi/pdfs/02_04_08_globalview.pdf

【ドイツにおけるサービス提供の主体についての官民の評価】 ドイツ

数年前まで、地方自治体の行政サービスの民営化は、地方自治体の永遠の財政難を改善するため、あらゆる問題の解決策とみなされる傾向があった。ドイツにおいては、廃棄物収集及び処理がその主な例である。しかし、最近の公的セクターにおける動きは、民営化の波が引いていることを示している。いくつかの地方自治体は、廃棄物収集のサービスを再び自ら行う方法に戻し、その結果、かえってコストを下げることに成功している。

特にノルトライン・ヴェストファーレン州及び東ドイツ地域の州において、その傾向は強くなっているようである。ノルトライン・ヴェストファーレン州にあるベルクカーメン市（人口5万2千人）では、ごみ収集のサービスを民間業者から市に戻して、市民にかかる負担を軽減した。市の管轄に戻ったごみ収集の料金は、2006年に前年と比べて7.8%下がり、2007年に更に3.4%減少した。³⁸それは、付加価値税の増税や廃棄物焼却のコスト増加にも拘わらず、成功したものであり、地方自治体のサービスの能力が民間業者に劣るものではないことを証明している。

ドイツ市町村連盟の会長も勤めるベルクカーメン市のシェーファー市長は、これを誇りに思っている。ベルクカーメン市では、行政の直接サービス提供を優先させる原則があるわけでもない。市立のあらゆる建物の掃除は、民間業者に任せている。しかしシェーファー市長は次のように語っている。「競争はすべてのことを解決する方法ではない。民間による提供は必ずしも安上がりする方法ではないし、または能率や質が優れているわけでもない。」各ケース毎に、個別の判断が必要

³⁸ ドイツにおいて、ごみ収集・処理は有料であり、ごみの量または世帯規模において、料金が課せられている。地方税からはそのコストは賄われない。

であり、一般論を避ける必要があると強調している。

しかし、サービスの質や直接コスト以外を考慮すれば、サービスの官による直接提供の場合、公金は地元の経済に還元することになる。サービス提供者として大企業を選択した場合、その公金は地域から流出することとなる。また、官による直接サービス提供は雇用の面で変化に対応しやすい点でも優れている。民間委託の場合、雇用等については複雑な交渉が必要となる。

ドイツ全国を見ると、廃棄物収集に関しては、都市部では行政によるサービス、地方部においては民間によるサービスという傾向がある。しかし、自治体それぞれの背景もあり、官か民かについての決定にはさまざまな要素がある。たとえば、バイエルン州のある郡では、数年間廃棄物収集を行った地元企業のオーナーが引退することとなり、その時点で郡は自ら行うように決定したというケースがある。このような例は、地方自治体が自らの管理能力に自信を持つようになったことの証拠である。また、民間企業との契約に関して、苦い経験があったところもある。採用された評判のいい大企業は、中小企業を下請けに使ったが、それらの仕事に問題があった場合、改善することが極めて難しいという状況になったケースもある。

過半数の地方自治体全体においては、廃棄物収集はいまだに民間企業により行われているが、そのことは基本的に民間優先という考え方の証明になってはいない。すでに少なからぬ自治体は、自らのサービスは質とコスト面に劣っていないことを証明している。

また、最近の世論調査では、市民は水道・電気・ガスの基本的なライフライン・サービスについて、現在の自治体提供のサービスに対して高い満足度を示しており、民間提供に変えてほしいという要求はほとんどないという結果が出た。公立企業の代表団体である公益企業連盟（Verband Kommunaler Unternehmen VKU）の委託世論調査の結果によると、水道については回答者の73%は民間提供よりは行政、つまり公益企業によるサービスを好むと回答し、電気については58%という結果であった。自治体の公益企業の顧客は、その信頼性を特に評価している他、地元の経済において重要な役割を果たしていることも認識しており、またはサービス提供が市民に近いと思っているという結果もでてくる。

世論調査のその結果を受けて、ドイツ市町村連盟の事務総長は次のとおりコメントしている。「市民は、「官より民」という主張をもはや支持しない。たとえば、この間ライプチヒ市で行われた公益企業の部分的民営化についての住民投票では、反対意見が多かった。また、民間企業により行われたごみ収集が行政の直接管理に戻ってくるということも起こっている。この傾向は、最近の世論調査の結果でも反映されている。」しかし、このことは逆に行政によるサービス提供は民間による提供より優れているということではないことも強調した。重要なのは、競争があることによって、サービスの質が向上することであり、提供の方式については地元でケース・バイ・ケースで決定すべきことなのである。

(参照)

Deutscher Städte- und Gemeindebund, “Schwerpunkt: Privat ist nicht immer billiger”;

http://www.dstgb.de/homepage/artikel/schwerpunkte/daseinsvorsorge/aktuelles/privat_ist_nicht_immer_billiger/index.html

Deutscher Städte- und Gemeindebund, “Hohe Zufriedenheit der Bürger mit Kommunalen Leistungen“
http://www.dstgb.de/homepage/pressemeldungen/hohe_zufriedenheit_der_buerger_mit_kommunalen_leistungen/index.html

【ドイツ政府が都市重視政策を展開：「全国都市発展政策」】 ドイツ

2007年5月には、ドイツがEU議長国を務めた時期に発表されたライプチヒ宣言が締結され、欧州において持続可能な都市を目指すことが改めて課題に挙げられた。この宣言は、EUの各建設・都市担当大臣が署名し、これから各国において、当該大臣が実施に向けてリードするものとしている。ドイツが起案し、推進した提案であるからこそ、その実施に熱心となっていることも不思議ではない。しかしながら、都市のことになると、もちろん地方自治体が関係することとなるので、成果を生むためにはドイツにおいては連邦、州、そして地方自治体が協力しなければならない。

EUレベルでの公的宣伝に続いて、ドイツ連邦政府は国内における政策を展開する努力をした。その第一歩として、「全国都市発展政策 Nationale Stadtentwicklungspolitik」を発案し、それに対して州及び地方自治体の協力を得ることにした。2007年に初めての全国会議が行われたが、この時点では州や地方自治体の代表団体からの参加はまだ少なかった。連邦が都市に対して、政策について検討を行うように呼びかけた。

連邦のこの政策には、三つの要素が含まれている。①都市の競争能力を育成・維持する、②全国において、国民の生活条件が同レベルであることを保証する、③都市の環境に配慮した再開発・更新により、気象変動に対応する。これらの目標を達成するのが政策の目的であるが、実施のためにはすべての政治的レベルまたは社会分野の参加が必要である。また、その中にはまた、都市の物理的環境（建物等）、社会構造、文化的背景、市民や民間企業による社会参加、都市とヒンターランドの連携など多様な面があり、それを如何に実現するかが課題である。そのために、第一回会議の際に、五つのテーマが設定され、それに沿って、都市は事業を提案し、パイロット事業が選定されることとなった。この五つのテーマは以下の通りである。

- 1) 市民の活動を促す・市民社会の形成 (the engaged civic society)
- 2) 生活のチャンスを増やし、社会的連帯を強化する・社会的都市 (the social city)
- 3) 明日の都市を創出・気候保護と地球的責任 (climate protection and global responsibility)
- 4) 都市の物理的環境・建築文化 (building culture)
- 5) 都市と地方・都市の将来は地域である・地方化 (regionalisation)

このテーマに沿って、300件の応募があり、45事業はパイロット事業として採択され、費用の50%は連邦が持つこととなっていた。

また、連邦政府は州レベルでも政策を採択することについて努力し、州の建設・都市担当大臣が定期的集まる会議を通して、すべての州が政策を採択している。

地方自治体の代表者団体は、都市が注目を浴びることはよいことであると同時に、連携の必要

性が明らかであるため、その運動に加わることとなった。

都市問題・都市の発展を扱っているすべての関係者がこの全国都市発展政策に参加しているが、これはドイツにおいて、初めてのことである。

全国都市発展政策を促進させるための第2回目の会議が2008年4月18日ミュンヘン市で開催された。連邦交通・建設・都市問題省、州建設担当大臣連絡協議会、そしてドイツ都市会議とドイツ市町村連盟が共同開催し、それぞれの立場から政策の発展に貢献している。

大都市の立場からは、ドイツ都市会議の会長でミュンヘン市の市長であるウデ市長が語っている。「長い間都市が取り組んできた都市のさまざまな課題が漸く州及び連邦のレベルで注目を集めることはとてもよいことである。連邦及び州が、都市の重要な役割を認識しているということからすれば、都市は将来の挑戦に応えるべく、財政上や制度上その立場を強化している必要がある。問題は明らかである。高齢化、社会の多様化、つまり人口構造の変化、国際的な移民の動きがある。また、繁栄する都市部と縮小する地方部の差、そして貧富の格差の拡大などが挙げられる。あらゆる政治的レベルにおいて、社会が子供を歓迎する方向に導き、都市における統合を促し、全体的な社会的連帯を促進することが課題である。」

また、中小規模な都市を代表し、ドイツ都市連盟の会長のシェーファー市長が付け加えた。「都市の発展は私たちすべてに関係する。去年のパイロット事業コンペに中小規模の都市の参加は目覚しかった。つまり、良いアイデアは小さな処から発生する可能性もある。中小都市では特に行政、市民と企業とのパートナーシップが活発である上、隣接する自治体との協力も進んでいる。」

会議では昨年始まったパイロット事業についての中間報告が発表され、これからの方向が議論された。また、第2ラウンドのパイロット事業への参加が呼びかけられ、6月末まで応募が可能となっている。テーマは、昨年と同様である。

(参照)

Website for the National Urban Development Policy:

http://www.nationale-stadtentwicklungspolitik.de/clin_007/DE/Home/homepage_node.html?_nnn=true

Federal Ministry of Transport, Building and Urban Affairs, Leipzig Charta zur nachhaltigen Entwicklung

<http://www.bmvbs.de/Raumentwicklung-,1501.982764/Leipzig-Charta-zur-nachhaltige.htm>

Text of the Leipzig Charta

http://www.bmvbs.de/Anlage/original_998680/Leipzig-Charter-on-Sustainable-European-Cities-agreed-on-24-May-2007.pdf

Deutscher Städtetag im Internet, ‘Tiefensee und Ude fordern gemeinsames Engagement für Stadt und Region’;

[http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressdienst/artikel/2008/04/18/00542/index.html](http://www.staedtetag.de/10/presseecke/pressdienst/artikel/2008/04/18/00542/index.html)

【EUにおける国境を超えた事業に関する新たな共同体の仕組み (EGTC)】 EU

EGTC(European Grouping of Territorial Cooperation) 制度は、EU内の国境を超えた領域的な協力に対する様々な障碍を解消するために、異なる国の地方公共団体同士が、法人格を与えられた協

力団体を創設するための、地方・地域レベルでの協力制度である。

2006年7月5日付の欧州における領域的協力団体(EGTC)に関する欧州議会・欧州理事会規則³⁹(以下「EU規則」という。)により、領域的協力共同体に法的枠組みを提供する最初のEUの制度(instrument)として制定された。

EGTC 制度の内容

簡単に言えば、EGTCとは、国境を超えた事業を実施しやすくするために法人格を有する団体を作ることができる制度であり、規則上大枠として次のような内容が定められている。

- ・ EGTCは法人格を与えられる(EU規則第1条第3項)。
- ・ このため、独自に財産を取得したり処分したりことができ、雇用や訴訟への参加もできる(同条第4項)。
- ・ EGTCは、EU規則と事務所が置かれた国の法律以外はそのEGTCの協約・規約にのみ従う(同第2条)。
- ・ EGTCがなしうるのは、領域的協力プログラムの実施、又はEU構造基金(欧州地域開発基金、欧州開発基金、結束基金)を通じて共同体が共同出資するプロジェクトのみである(同第7条第3項)。

なお、EGTCは領域的協力を実施する際の手段として考えるべきもので、領域的協力に関して制度を利用するかどうかは、事業を実施する側の任意である(同序文(8)参照)。

EGTC 制度の背景

このような制度を作るに至った背景には、次のような経緯がある。

EUの拡大に伴い、地域が国境を越えた協力をしようとするとき、EU各国は、それぞれ制度も異なるため、法律的、管理組織上、資金的な面で数多くの問題があり、これまで効果的な制度がなく、一部の国が国境をまたがるこれらの活動を妨げる場合もあった。そのためEUレベルでの領域にまたがる制度の創設が求められていた。

2004年6月14日、欧州委員会は、2007年から2013年までの期間における構造基金とその関連制度のための5つの規則を提案した。その中に「国境をまたぐ欧州の協力団体に関する規則(COM(2004)496)」がある。この規則案は変更され、一般的に「欧州領域協力」への拡大を視野に置くこととなり、最終的に「欧州における領域的協力団体(EGTC)に関する規則」と変更され、2006年7月5日に採択された。

EGTC 制度の目的

この新しい制度の目的は、「経済的・社会的結束の強化という高次の目的にしたがって」、主に地域あるいは地方自治体同士による、「国境横断的、国際的又は地域間の協力を容易にし、かつ促進する」ということである(EU規則第1条第2項)。

この制度の目的については、規則の序文で更に詳しく、次のとおり記されている。

³⁹規則(EC)No 1082/2006

- ・ 「様々に異なる国家の法律と手続きの枠組みの中で活動する」 ことで生じる障害を軽減する (同序文(2))。
- ・ 既存の制度の不十分さに対する解決策を提供する (「EEIG (European Economic Interest Grouping) のような既存の制度は INTERREG イニシアチブ⁴⁰の下で協力の仕組みの制度化としては適さないことが証明されていた」 (同(4))。
- ・ 地方自治体間の国境を越えた協力について欧州委員会が定めた様々な枠組みを満足させるものであり、それらの枠組みから逃れようとするものではない(同(5)) 。
- ・ 欧州領域的共同プログラムないしプロジェクトを実施することを主な業務(EU 規則 7 条)として、構造基金の枠に入っているに拘らず、欧州領域的共同を促進するもの(同(11))。

EGTC の設立

以上のような背景目的を踏まえて、EGTC の設立が規則で認められた。

EGTC を設立するに当たっては、構成員が資格を有し、組織としてまとめ、適法な手続きを踏むことが必要である。

○構成員の資格

構成員の資格は、次のとおりである (EU 規則第 3 条第 1 項) 。

- ・ EU のメンバー国 (Member States)
- ・ 地域(リージョナル)レベルの地方自治体 (regional authorities)
- ・ 地方 (ローカル) レベルの地方自治体 (local authorities)
- ・ 公法上の法人 (bodies governed by public law⁴¹)

最後の公法上の法人について、EU 地域委員会 (Committee of the Regions) が、該当する法人の一覧を挙げている⁴²。このうち英国については、Design Council、Health and Safety Executive、National Blood Authority など 11 法人が対象として挙げられている。

また、2 つ以上の加盟国の領域上に位置する構成員で占められることが必要とされている (同条第 2 項) 。

加盟国以外の構成員の参加についても参加の余地を残している (EU 規則序文(16)) 。

○協約と規約

EGTC の業務活動の基本となるのが協約 (Convention) (第 7 条)と規約(Statute)であり、いずれも全員一致で決める必要がある (EU 規則第 8 条第 9 条) 。

協約には、①名称及び事務所、②業務の及ぶ地域の範囲、③具体的な目的と業務、存続期間と解散条項、④構成員のリスト、⑤協約の解釈と施行に適用される法律(事務所の置かれる加盟国の法律に限られる。)、⑥資金管理の目的を含む、相互承認のための適切な取り決め及び⑦

⁴⁰ EU における複数の地域間にまたがる (interregional) 協力を促進する地域的なイニシアチブ。欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund(ERDF)) の実施スキームの一つ。

⁴¹ 正確には、bodies governed by public law within the meaning of the second subparagraph of Article 1(9) of Directive 2004/18/EC of the European Parliament and of the Council of 31 March 2004 on the coordination of procedures for the award of public works contracts, public supply contracts and public service contracts (1)

⁴² http://cor.europa.eu/document/activities/egtc/CoR_EGTC_Members.pdf

協約の改正手続きを明記することが義務付けられている（同第 8 条）。

規約については、協約で定めた全規定に加えて、①組織構造とその権限に関する実施規則等、②意思決定手続き、③使用言語、④職務についての取り決め(特に人事労務関係)、⑤構成員による資金援助についての取り決め、適用可能な会計・予算規則、⑥構成員の法的責任に関する取り決め、⑦外務監査人の指名に責任を負う当局及び⑧規約改正手続きについて定める（同第 9 条）。

○組織

EGTC の組織としては、構成員の代表で組織される総会及び EGTC を代表し、その利益のために活動する執行責任者(代表)をおくことが必要であるが、規約で権限が明確な組織を追加規定することができる（同第 10 条）。

○設立手続き

- ・ 設立の決定は、参加予定構成員の発議で行う（同第 4 条第 1 項）。
- ・ 参加予定の各構成員は、事務局設置予定の加盟国に参加の意図を通知するとともに、団体の協約案と規約案の写しを加盟国に対して 1 部送付する（同条第 2 項）。
- ・ 当該加盟国は、EU 規則又は国内法に従っていないとみなされるか、加盟国の公益あるいは、公共政策の理由から正当でないとみなされない限り、参加構成員の EGTC への参加を 3 ヶ月以内に承認する(同条第 3 項)。
- ・ 規約は、加盟国で登録・公表されると共に、公表後 10 日以内に EU 官報に登載される。(同第 5 条)この登録・公表の時点で法人格を取得する（同条第 1 項）。

EGTC の運営等

設立後、EGTC の運営は、協定・規約に基づいて進められる。EU 規則では次のように規定されている。

- ・ 業務内容は、協約で定められる（同第 7 条 1 項）。
- ・ EGTC は与えられた業務の範囲内でのみ活動できる(同条第 2 項)。このほか、いくつかの活動制限がある（同条 3 項以下）。
- ・ 予算は総会で定める(同第 11 条)。
- ・ EGTC の公的資金は、事務所所在の加盟国の所轄官庁によって管理される(同第 6 条 1 項)。

EGTC の責任

債務弁済等について、EGTC は、その有する財産の範囲内にとどまらず、各構成員が最終的に全ての責任を負うという、いわゆる無限責任を原則とする。従って構成員が最終的な責任を負わない株式会社等を始めとする通常の法人とは大きく異なる。但し、各国の法制度を勘案して、制限的な責任しか負わないいわゆる有限責任の構成員を認めており、有限責任しか負わない構成員を含む EGTC は名称に「有限(limited)」の語を含める必要がある（EU 規則第 7 条 2 項）。

加盟国の対応

EGTC に対して加盟国がなしうることとして、次のようなことが規定されている。

事務所の置かれる加盟国の所轄官庁は、設立に関する通知等を受理・承認等（EU 規則第 4 条）し、官報に公表（同第 5 条）する以外に、協約・規約の変更を承認し（同第 4 条）、公的資金の管理（同第 6 条）をするほか EGTC の活動がその目的や定められた業務の範囲を逸脱している場合には、裁判所等に解散を申し立てることができる。（同第 14 条）

事務所を置いていない国を含めて、各国は、自分の国の公共政策・治安・公衆衛生・公衆道徳に関する規定や加盟国の公益に反する活動を行った場合、その領域内の活動を禁止し、あるいは自国の構成員を脱退させたりすることができる（同第 13 条）。

各国は、この規則を効果的に運用するために、設立手続きの受け皿としての所管官庁を定めた規則等の整備を行うこととなっている（同第 16 条）。この規則が効果を生じる 2007 年 8 月 1 日までに制定した国が多いものの、2008 年 1 月時点で、準備中の国もある。

これまでの設立状況

EGTC の設立例として、EU 地域委員会は、6 事業を挙げている。

このうち最初の設立例として挙げているのが、欧州地域アルプスー地中海（Euroregion Alps-Mediterranean）というグループの取組である。同グループによるプレゼンテーション資料⁴³によれば、アルプスや地中海に隣接するフランス中南部とイタリア西部が一緒になって、環境と自然危機、交通と利便性、研究と改革・成長と雇用、文化と旅行、言語交流、生活の質と持続可能な発展、共同サービス・協調と連帯というメインテーマを掲げ、共同事業に取り組むというものである。

EGTC 推進のサポート

各国自治体のために、EGTC を推進している EU の機関は、EU 地域委員会である。

EU 地域委員会は、制度の紹介や運用方法についての PR を行ったり、意見を取りまとめたりしている。これまで、イベントや説明会等を行っている他、エキスパートグループ(group of expert)という支援組織を各国に置いた。このエキスパートグループは、実例等の蓄積を行う他、実践者と組織を結びつける橋渡しをする役目である。

英国での対応

英国では、EU 規則に対応する規則が、2007 年 8 月 1 日から施行されている。

通知の受理、承認等は大臣(ビジネス・企業・規制改革省(Department of Business Enterprise & Regulatory Reform)が行い、解散命令は、高等法院(High Court)(スコットランドでは、民事控訴院(Court Session))が管轄する。(英規則 5 条)

その特徴としては、英国の規則では、EU 規則では認めている有限責任のメンバーについて、認めていないことである。(英規則 8 条)したがって、英国に事務局を置く EGTC の構成員は、いずれも最終的な責任を負うことになる。

ビジネス・企業・規制改革省は、ホームページ等を通じて、英国では EGTC の制度の紹介を進めている。しかしながら同ホームページによれば現在のまでのところ、設立の動きはないとのこと

⁴³ http://www.alpcity.it/dwd/sem_turin07/marcon.ppt

である。

EGTC の利用促進に向けたメッセージ

EU の地域政策コミッショナー(Regional Policy Commissioner)のダニュータ・ヒューブナー(Danuta Hübner)は、2006年8月17日スウェーデンのヴィスビーで開催された「繁栄と継続—バルチック海地方の地域協調」という会議で、EGTC の事業のメリットについてわかりやすく説明している。

「我々の INTERREG での経験はそのようなプログラムを実施していくために十分な共同の仕組みの必要性を明らかにしてきた。この点においてプログラムのパートナーを支援するために、欧州委員会は、新しい制度 EGTC を求めた。EGTC は、共同プログラムの全体の推進の役割を担うプログラムの「管理運営機関 (Managing Authority) 」の役割を果たしている。この役割においては、EGTC は、EU の他の管理運営機関と同じであるが、国境の両側を代表する完全な共同体になるという副産物 (Bonus) を伴う。こうした政治的なメッセージに加えて、プログラムスタッフの雇用手続きの単純化を含めた広い実務上の利点をもたらす。この制度を利用すべきかどうか、そして利用する場合どのように利用するかを決めるのは、あるいは EGTC を利用するに当たって特別な提案を行うのは欧州委員会ではない。この制度は、事業の実施に当たって提供された枠組みツールとして見るべきであり、実践者—現場の利用者がこれをどのように利用するのが最もよいかを評価するのがベストである。」

(参考資料)

1. 柑本英雄「非国家共同体の越境協力新モデル:欧州連合 EGTC 規則試訳」弘前大学人文社会論叢(社会科学編)第 18 号
2. Committee of the Regions ホームページ
<http://www.cor.europa.eu/pages/EventTemplate.aspx?view=folder&id=1ae87373-d198-4bf5-b26c-7e9930fb813e&sm=1ae87373-d198-4bf5-b26c-7e9930fb813e>
3. 英国ビジネス・企業・規制改革省 (BERR) ホームページ
<http://www.berr.gov.uk/regional/european-structural-funds/grouping/page40444.html>
4. INTERACT ホームページ <http://www.interact-eu.net/1177144/1177146/0/0>
5. 「欧州連合の構造政策」(平成 14 年 6 月外務省)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/kouzou_s.html

他